

令和5年度 赤い羽根 小地域ケア会議推進助成事業
～みんなで地域づくりを応援しよう！～
〔要 綱〕

(趣 旨)

第1条 美咲町では、急速な少子高齢化、過疎化が進む中、様々な地域の課題やニーズを踏まえ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり（地域共生社会の実現）に向けて、地域住民主体組織（自治会）単位で、地域課題の把握と支援ネットワークの構築を目的に小地域ケア会議に取り組んでいる。小地域ケア会議の取り組みの中で、地域共生社会の実現に向けた地域課題の解決に向けた取り組みを美咲町内の団体より公募方式で募集し、予算の範囲内で助成を行う。

(助成対象団体)

第2条 美咲町内で小地域ケア会議に取り組んでいる団体・これから取り組む団体であり、その小地域ケア会議の協議の中から出てきた地域課題の解決に取り組む団体とする。

(助成を受けることができる活動)

第3条 次に掲げる活動で、小地域ケア会議にて協議を行い、地域課題の実情に則しその課題の解決が見込める活動に対して助成を行う。

- (1) 小地域ケア会議の立ち上げ及び継続（現在の地域課題の把握・共有とその解決に向けた協議の場の立ち上げ）
- (2) 他地域との情報共有や地域課題の解決に向けた協議の場をもつ活動（合同小地域ケア会議など）
- (3) 居場所の創出や継続、活性化につながる活動
- (4) 住民相互の支えあいや助けあいにつながる活動
- (5) 住民が生きがいややりがい、役割などをもって活動に参加するための取り組み
- (6) その他地域福祉の推進につながる活動

(助成を受けることができない活動)

第4条 以下の活動は助成を受けることができないこととする。

- (1) 町・県からの受託・補助事業を受けている活動（従来どおりのふれあいサロン、通いの場での活動、アダプト事業での環境整備等）
- (2) 小地域ケア会議で協議をされていない（今後協議の予定もない）活動
- (3) 助成目的にあてはまらないとみなされる活動
(助成の対象とならない経費)

第5条 助成金は、以下の経費として使用してはならない。

- (1) 助成を受けた目的以外の経費
- (2) 人件費（時給、日給等）に類するもの

(助成額)

第6条 助成額は3万円とする。

(申請)

第7条 所定の申請書(様式1)と計画書・収支予算書(様式2)、助成金振込先記入用紙(様式3)に関係書類を添付し、提出するものとする。

(助成金の交付)

第8条 申請を行った団体には、決定通知(様式4)にて結果を伝達し、助成の対象になった団体にはその後助成金の交付を行う。

(報告)

第9条 実績報告書は所定の実績報告書(様式5)と事業報告・収支決算書(様式6)によるものとし、年度末もしくは取り組み終了後に速やかに提出するものとする。

(その他)

第10条 この事業の財源は、共同募金配分金をもって単年度助成とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。